

「ゾーン30」とは？

「ゾーン30」とは、通学路や生活道路が集中している区域を市と警察署が協議して、歩行者等の通行を最優先する区域に指定するもの。区域内の最高速度を時速30kmに制限するとともに、その他必要な交通規制や道路改良等を行うことで交通事故防止を図ります。

時速30kmという速度が採用された理由は、交通事故の際に歩行者が死亡又は重症化する確率が時速30kmを超えると急増するためです。

「ゾーン30」に指定されると道路はどう変わるの？

「ゾーン30」に指定されると、ゾーン入口に速度規制の標識を設置したり、交差点や路側帯のカラー化を行ったりして、歩行者優先の空間をひと目で分るようになります。



▲ゾーン30内の道路

歩行者の安全を守る

ゾーン30

「ゾーン30」とは、生活道路における交通安全対策の一つで、欧米で広く採用されているものです。

今号は、「ゾーン30」の仕組みや設置場所、今後の交通安全対策などについて紹介します。

問市安全安心課(3階) ☎0994-31-1124



市内にも「ゾーン30」はあるの？

平成26年度に寿小学校周辺が「ゾーン30」として指定されました。「ゾーン30」の指定は鹿屋警察署管内で初めてのことです。

なぜ寿小学校周辺が指定されたの？

この区域には寿小学校をはじめ、第一鹿屋幼稚園、寿敬心保育園があり、児童・園児が通学路として利用していることや、付近一帯が住宅密集地となっており、区域内の道路が地域住民の生活道路として利用されています。

また市内南部及び県道68号(鹿屋吾平佐多線)の抜け道として車両の通行が多く、歩行者が被害者となる交通事故の発生が強く懸念される区域です。

そこで、事故を未然に防止するため、寿小学校周辺を「ゾーン30」区域に指定し、通行車両の速度抑制等により、歩行者の安全を確保することとしたものです。一帯には、「ゾーン30」入口の路面表示・時速30km規制標識の設置、交差点や路面帯のカラー化等が施されています。

「ゾーン30」で安全な道へ



ふとし

交通安全ボランティア 横山 太 さん

「ゾーン30」のエリア内で、登校する子どもたちの安全指導を行っています。「ゾーン30」に指定されたからと言って油断は禁物。運転者も歩行者も適正な利用が求められます。

運転者は歩行者への思いやりを持って走行し、歩行者の皆さんも車に十分に気を付けて、利用者双方が安全・安心な道路することが大切です。

ほかの小学校周辺も指定されるの？

「ゾーン30」の指定は、周辺の道路幅や交通事情などにより検討されるため、なかなか寿小学校周辺のように範囲(ゾーン)



▲寿小学校周辺の「ゾーン30」エリア

が指定されることは難しいのが実情です。

そこで、他の小学校付近でも交通安全対策を充実させるために、平成28～32年度に実施するのが「ゾーン30」の指定です。これは市内小学校周辺で事故発生の恐れがある横断歩道や通学路(レーン)をピックアップし、カラー化することで、速度規制やドライバーへの注意喚起を行うものです。

まずは初年度に鹿屋小学校区で試行的に実施し、以降、他校区にも随時実施していく予定です。